

「にこにこベリー」ロゴマーク使用管理要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県が開発したいちご品種「にこにこベリー」(以下『「にこにこベリー」』という。)の消費拡大や普及促進を図り、「にこにこベリー」の品質やおいしさ等を広く消費者にアピールすることを目的として定められた、「にこにこベリー」ロゴマーク(以下、「ロゴマーク」という。)の適正使用のため、必要な事項を定めるものとする。

(使用対象)

第2条 ロゴマークの使用対象は、別表1に掲げる指定商品とする。

- 2 その他「にこにこベリー」のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット、のぼり等の資材、WEB及び名刺に使用することができる。

(使用条件)

第3条 前条に定める別表1に掲げる指定商品区分のうち、第29類、第30類、第32類又は第33類の指定商品にロゴマークを使用する場合には、当該指定商品に「にこにこベリー」が必ず含まれていなければならない。

- 2 その他の使用条件は、別表2のとおりとする。

(図柄等)

第4条 ロゴマークのデザイン、色、縦・横の比率は、別添『「にこにこベリー」ロゴマーク使用マニュアル』(以下、「使用マニュアル」という。)のとおりとする。

- 2 ロゴマークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装の材質上の制約その他のやむを得ない事情がある場合には、使用マニュアルに定める指定カラーによる単色印刷ができるものとする。
- 3 使用マニュアルに定めるロゴマークの余白規定に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで使用することができる。
- 4 ロゴマークに併記する文字は、宮城県農政部園芸推進課長(以下、「園芸推進課長」という。)の許可を得たものに限る。

(ロゴマークの商標権)

第5条 ロゴマークに関する商標権は、宮城県が所有する。

- 2 このロゴマークは、無断で使用してはならない。
- 3 このロゴマークと誤認される類似のロゴマークは、使用又は商標登録の出願をしてはならない。

(ロゴマークの使用申請及び使用の許可)

- 第6条 ロゴマークの使用を希望する者は、「にこにこベリー」ロゴマーク使用申請書(別記様式1)(以下「申請書」という。)により、園芸推進課長あてに申請しなければならない。
- 2 園芸推進課長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、ロゴマークの使用を許可するときは「にこにこベリー」ロゴマーク使用許可書(別記様式2)により、許可しないときは「にこにこベリー」ロゴマーク使用不許可通知書(別記様式3)により通知するものとする。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を許可しない。
- (1) 「にこにこベリー」のイメージを損なうおそれがある場合
 - (2) 消費者の利益を害するおそれがある場合
 - (3) 特定の政治、思想、宗教及び募金の活動に使用されるおそれがある場合
 - (4) 法令又は公序良俗に反するものに使用されるおそれがある場合
 - (5) 使用マニュアルに合致していないと認められる場合
 - (6) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められる場合
- 4 園芸推進課長は、第2項の規定によりロゴマークの使用の許可(以下「使用許可」という。)をするに当たり、必要と認める場合には、条件を付することができる。

(使用申請の除外)

- 第7条 地方公共団体が、ロゴマークの使用目的に沿った使用及び普及活動を行う場合は、第6条の規定による手続を省略し、ロゴマークを使用することができる。

(ロゴマークの表示条件)

- 第8条 ロゴマークは第2条に規定する指定商品でなければ表示してはならない。
- 2 ロゴマークは、前項に規定する指定商品及び指定商品を収容する容器又は包装紙に表示することができる。
- 3 ロゴマークは、「にこにこベリー」のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット、のぼり等の資材又はWEBに表示することができる。
- 4 ロゴマークは使用許可を受けた者(以下「ロゴマーク使用者」という。)及び第7条により使用申請が除外された地方公共団体の関係者の名刺に印刷することができる。

(ロゴマークの表示方法)

- 第9条 ロゴマークは、指定商品及び指定商品を収容する容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。
- 2 ロゴマークはシールに印刷し、指定商品及び指定商品を収容する容器又は包装紙に貼付表示することができる。

(ロゴマークの使用料)

第10条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第11条 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 関係法令を遵守すること
- (3) ロゴマークの使用に関する事故又は苦情については、ロゴマーク使用者が誠意をもってその責任の下に必要な措置を講じること。
- (4) ロゴマーク使用者は、第三者が商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合には、ただちに園芸推進課長に連絡すること。
- (5) ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用に係る第三者との係争、審判、訴訟等について、園芸推進課長と協力して対処し、具体的措置の方法等については、その都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用はロゴマーク使用者が負担するものとする。
- (6) ロゴマーク使用者はロゴマークを付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、宮城県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

(使用状況の報告及び調査)

第12条 園芸推進課長は、必要があると認める場合は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況について報告を求め、又は調査することができる。

(情報の公開)

第13条 園芸推進課長は、ロゴマークの使用促進を図る観点から、ロゴマークの使用許可の状況等について情報を公開することができる。

(使用内容の変更)

第14条 ロゴマーク使用者は、使用許可の内容について変更しようとするときは、あらかじめ「にこにこベリー」使用許可変更申請書(別記様式4)を園芸推進課長に提出し、その承認を得なければならない。

2 第6条の規定は、前項について準用する。

(使用の中止)

第15条 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用を中止する場合は、速やかに「にこにこベリー」ロゴマーク使用中止届(別記様式5)により園芸推進課長に届け出なければならない

ない。

(使用許可の取消し)

第16条 園芸推進課長は、ロゴマーク使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは使用許可を取り消すことができる。

(1) ロゴマーク使用者がこの要領の定めにかかわらず、ロゴマークを濫用していると認められる場合

(2) 第6条第3項各号のいずれかに該当すると認められる場合

(3) 第12条による報告の求め、調査に従わない場合

(4) その他ロゴマークの使用継続が不相当であると認められる場合

2 前項の規定により、使用許可が取り消された場合、当該取消の日からロゴマークを使用することはできないものとする。

3 前2項の場合に生じた損失等の負担は、すべてロゴマーク使用者が負うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については園芸推進課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(「にこにこベリー」ロゴマーク使用管理要領の廃止)

2 「にこにこベリー」ロゴマーク使用管理要領(令和5年3月7日施行)は廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際、この要領による廃止前の「にこにこベリー」ロゴマーク使用管理要領(令和5年3月7日施行)の規定によるロゴマーク使用者の行為については、なお従前の例による。ただし同要領の「食産業振興課長」は「園芸推進課長」と読み替えるものとする。

(別表1) 第2条関係

指定商品区分及び指定商品

指定商品区分	指定商品
第29類	乳製品（果肉又は果汁入り乳製品、苺フレーバーを有する乳製品）、冷凍野菜、冷凍果実、加工野菜及び加工果実（果実の全体又は一部を保存加工した加工果実、乾燥果実、調理用果実ジュース）
第30類	苺香味料及び食品香料（精油のものを除く）、菓子（果肉または果汁入り菓子、和菓子、洋菓子、チョコレート又はチョコレート菓子）及びパン、茶（ベリーフレーバー茶または茶飲料、代用茶として使用される乾燥果実）、アイスクリームのもと及びシャーベットのもと、即席菓子のもと
第31類	野菜、果実、種子類、苗
第32類	ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料、ビールをベースとするカクテル、カクテル（アルコール分を含まないもの）、シードル（アルコール分を含まないもの）、いちご風味を有するビール風味の麦芽発泡酒、サイダー、ソーダ水、シャーベット水、炭酸水、ミネラルウォーター、ラムネ、いちごを主原料とするジュース、いちごを加味してなるジュース、冷凍した果実飲料、ゼリー状の果実飲料、いちごを使用してなる飲料用野菜ジュース、スムージー、シロップ、果実エキス（アルコール分を含まないもの、清涼飲料のもと、冷凍した果実飲料のもと、飲料製造用エッセンス（アルコール分を含まないもの）
第33類	清酒、焼酎、合成清酒、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、薬味酒、泡盛、マッコリ、白酒、直し、みりん、ウイスキー、ジン、ブランデー、リキュール、スピリッツ（飲料）、いちご酒、ぶどう酒、カクテル、いちご果入りカクテル、いちご風味のカクテル、シードル、果実入りアルコール飲料、果実のエキス（アルコール分を含むもの）

(別表2) 第3条関係

使用条件

使用品種	にこにこベリー
指定商品に使用するにこにこベリー使用割合	別表1の第29類、第30類、第32類又は第33類の指定商品に使用する場合は、いちごの全使用量のうち、にこにこベリーの使用割合は原則100%であること。